

一般廃棄物処理基本計画 (概要版)

令和 4 年 2 月

板 野 町

目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	4
第4節 計画対象区域	5
第2章 ごみ処理基本計画	6
第1節 ごみ処理の実績	6
第2節 ごみ処理の評価	7
第3節 ごみ処理行政の動向	8
第4節 ごみ処理基本計画	9
第3章 生活排水処理基本計画	26
第1節 基本方針	26
第2節 生活排水の排出の状況	27
第3節 課題の抽出	28
第4節 処理主体	29
第5節 生活排水処理基本計画	30
第4章 まとめ	38

第1章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨

第1節 計画の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」において、廃棄物のうち一般廃棄物については、市町村がその処理の統括的な責任を負うことが定められており、市町村は、区域内で発生する一般廃棄物の処理計画を定めなければならない。

「一般廃棄物処理基本計画」は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものである。

近年の廃棄物処理における動向としては、国の政策において、循環型社会の構築を最優先とする方針が掲げられ、行政、国民、事業者による3Rへの取組が進展し、再生利用率の上昇、最終処分量の減少といった成果に現れるようになった。しかし、平成23（2011）年3月に東日本大震災・福島第一原子力発電所事故が発生し、大量の震災廃棄物の処理や廃棄物処理における安全性の確保が大きな課題となったこと、国際的な資源価格の高騰により、今後世界規模での資源制約が強まると予想されることなどから、今後の循環型社会形成政策は、天然資源の消費抑制のために廃棄物を減量化するといった「量」に重きを置いた従来の方針から、環境保全と安全・安心を確保した上で廃棄物を有効活用し、資源生産性を向上させるといった「質」への着目にシフトしてきた。

最近では、新興国における急激な人口増と経済成長等により生じた課題により、世界が不安定化する中、2030アジェンダが掲げる持続可能な社会の実現に向けた国際協調の取組みが進められる一方で、国内の人口減少・少子高齢化による地域の衰退が懸念されている。これらの状況を踏まえ、今後は循環型社会における環境的側面と経済的側面を総合的に向上させていく必要があるとされている。

板野町（以下「本町」という）のごみ処理は、平成17（2005）年に供用を開始した中央広域環境センターにおける可燃ごみの熔融処理を主軸とするが、その一方で分別収集による資源回収も行っている。一方、生活排水処理では、集合処理として、旧吉野川流域公共下水道の整備が進められており、それら以外は、個別処理として合併処理浄化槽の設置を推進している。このうち一般廃棄物であるし尿及び浄化槽汚泥は、板野町クリーンセンターで処理している。

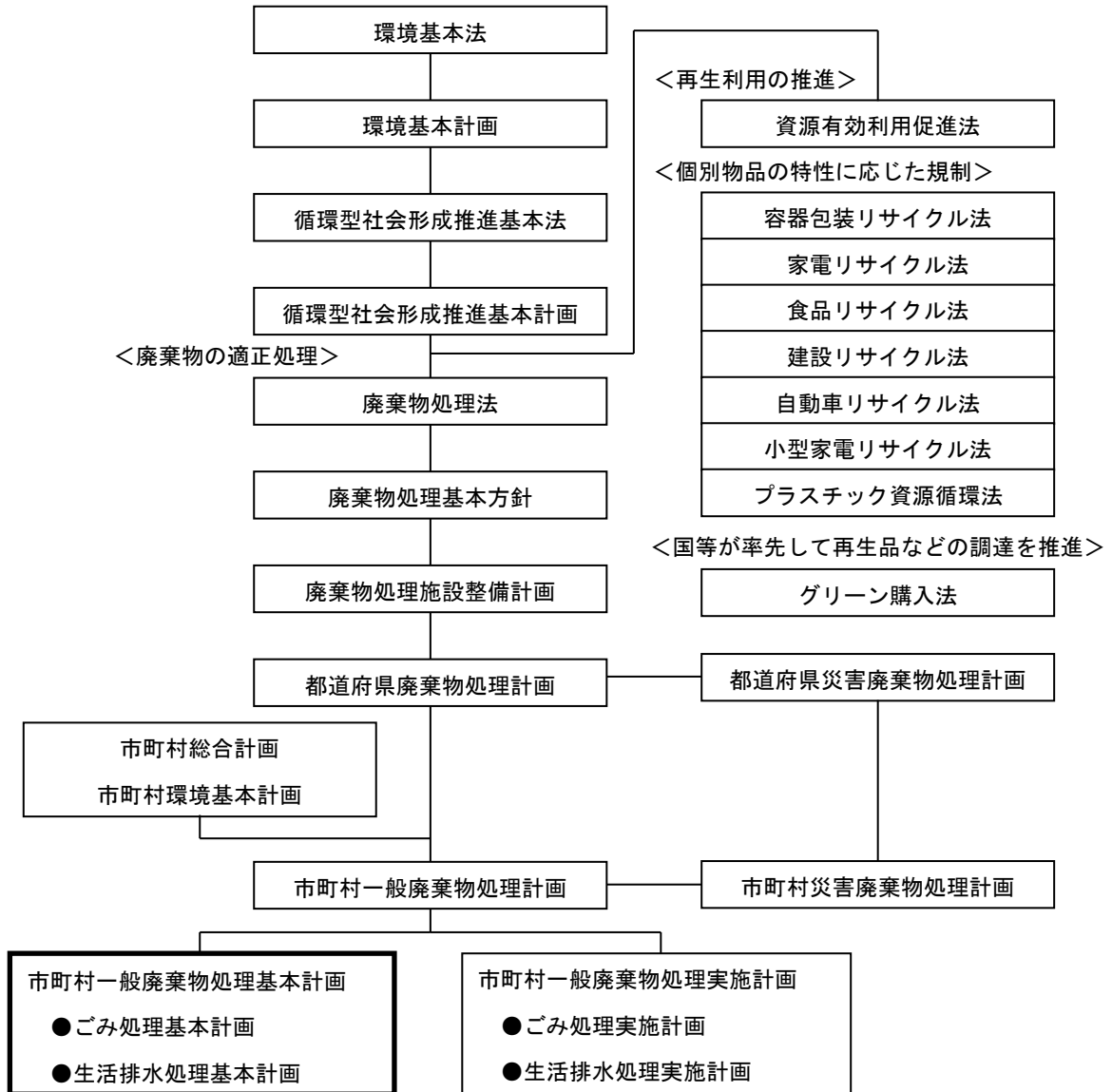
このように本町の一般廃棄物処理は、ごみからの資源回収とし尿等の適正処理を推進しているが、国及び県が掲げるごみ減量化目標の達成や廃棄物処理における温室効果ガスの削減、廃棄物処理に関する住民サービスの維持・向上など解決すべき課題がある。

本計画は、このような一般廃棄物処理を取り巻く現状を把握し、本町の循環型社会形成を一層進めるとともに、本町の自然環境及び生活環境保全の一助となることを目的として策定するものである。

第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

1. 環境法制における一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

「一般廃棄物処理基本計画」の策定は、市町村の環境施策として法的義務を受けるものであり、図 1-2-1 に示すように環境法制のうち廃棄物の適正処理を目的とした「廃棄物処理法」に定められたものである。



参考：ごみ処理基本計画策定指針（平成 28（2016）年 9 月）

図 1-2-1 環境法制における一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

また、本計画は、「第五次板野町振興計画」の主要施策のひとつである「安全で美しい田園空間づくり」と密接な関係があり、本計画による将来計画は、「一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画）」に反映され、さらに徳島県において廃棄物処理及び下水道に係る計画が策定される場合には、計画の整合を図るため、相互の関連づけが重要となってくる。

本計画と本町の各種計画並びに国、徳島県の計画との関連を図 1-2-2 に示す。

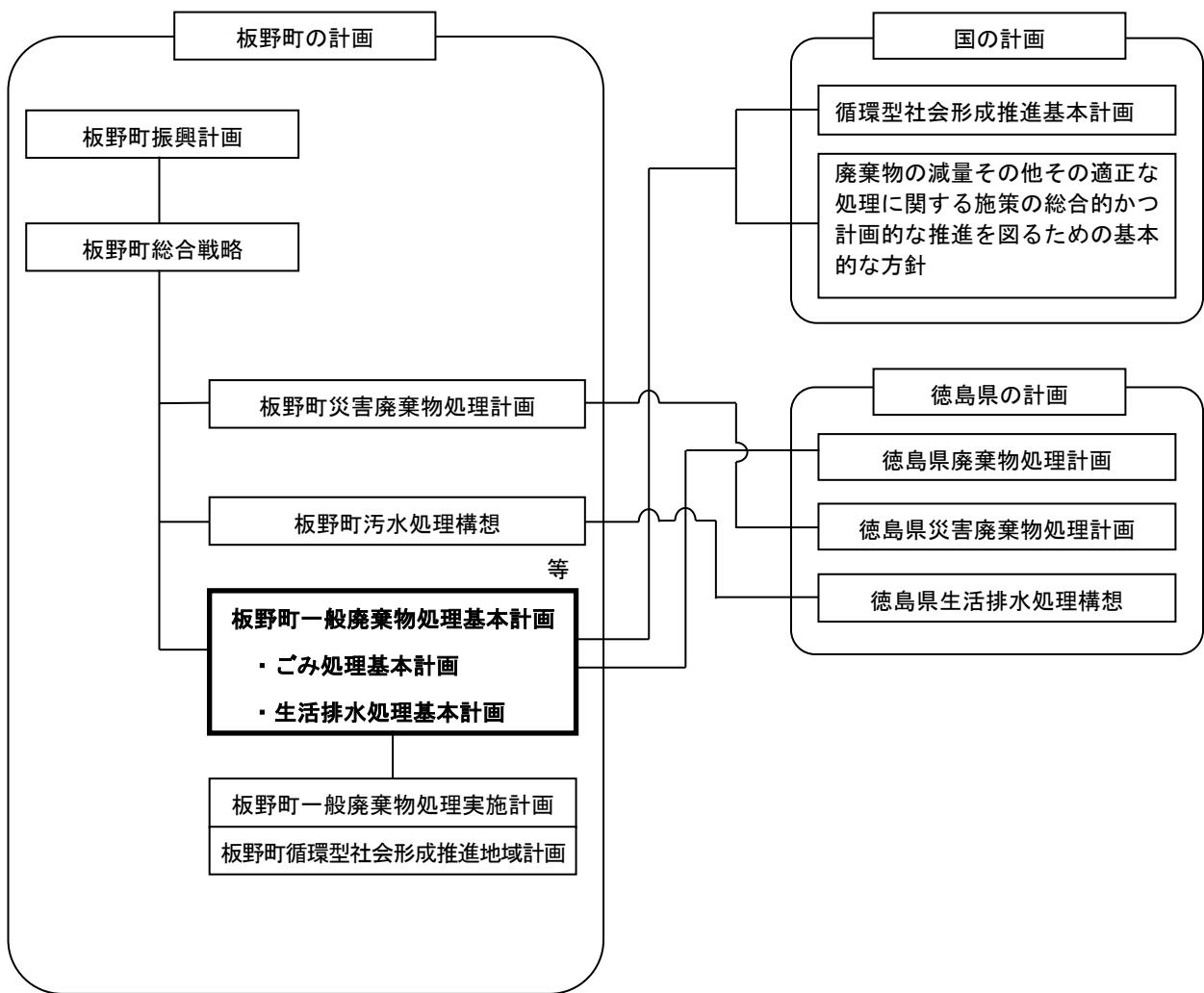


図 1-2-2 本計画と他の計画との関連

第3節 計画の期間

本計画の目標年度は、令和4（2022）年を初年度とした15年後の令和18（2036）年度とする。

また、概ね5年ごとに中間目標年次を定め、その時の社会情勢や廃棄物処理状況の変化などを考慮し、必要な場合には計画の見直しを行うものとする。

本計画の計画期間及び目標年次を表1-3-1に示す。

表 1-3-1 一般廃棄物処理基本計画の計画期間及び目標年次

項目	年度（上段：令和年度、下段：西暦年度）															
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
計画策定年次																
計画期間																
計画目標年次																
中間目標年次																

第4節 計画対象区域

計画対象区域は本町の行政区域全域とする。

板野町の行政区域図を図1-4-1に示す。



図1-4-1 板野町行政区域図

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の実績

令和2(2020)年度における本町のごみ処理フローを図2-1-1に示す。

収集ごみ及び直接搬入ごみを合わせた4,450トンは、可燃ごみ4,008トンが中央広域環境センターに搬入し、溶融処理される。不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみは、収集及び直接搬入により、板野町環境センターで集積している。資源ごみを資源化事業者へ供出し、不燃ごみ、粗大ごみは一次選別の後、中央広域環境センターの粗大ごみ処理設備で破碎処理され、資源化されている。溶融処理で生成した残渣は(一財)徳島県環境整備公社徳島東部処分場で埋立処分している。

溶融処理後回収した金属類、溶融スラグ等、集団回収を併せた資源化量は895トンであり、総排出量4,565トンの19.6パーセントである。

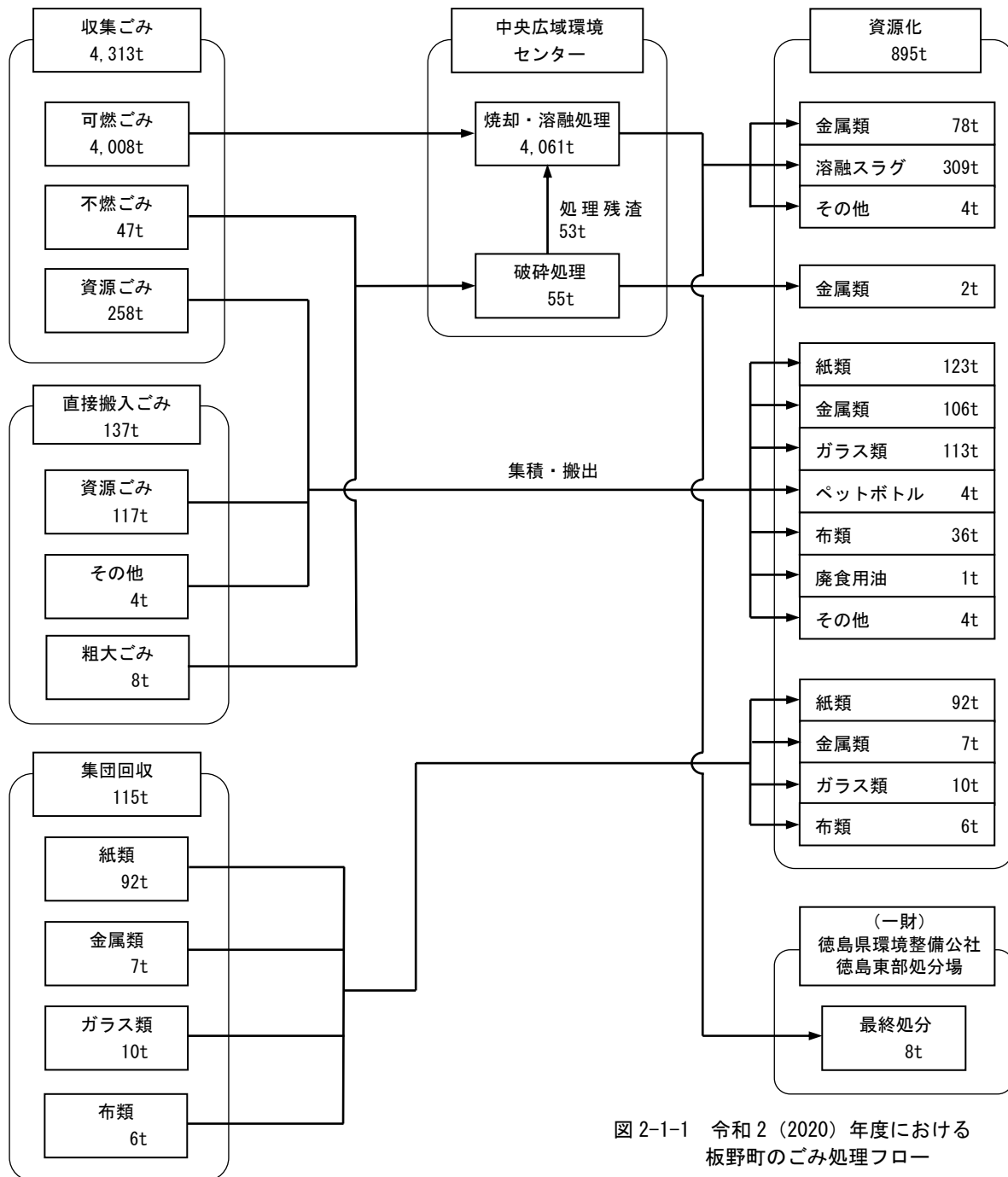


図2-1-1 令和2(2020)年度における板野町のごみ処理フロー

第2節 ごみ処理の評価

本町の「循環型社会形成」、「地球温暖化防止」、「経済性」について、それぞれの指標に基づいて過去の実績をまとめた結果を表2-2-1に示す。

「循環型社会形成」については、ごみ排出量、資源回収率は徳島県平均と全国平均の間となっているが、最終処分される割合はこれらより低くなっており、比較的高い資源化率があるものの減量化の途上であるといえる。一方、「地球温暖化防止」については、目標値に比べやや高い値となっている。

「経済性」については、人口1人当たりの年間処理経費が全国及び徳島県平均を上回っており、ごみ処理に対する負担が比較的大きいといえる。また、資源回収に要する費用と最終処分減量に要する費用には、いずれも溶融処理に関する費用が含まれているので、これを低減していくことが今後の課題といえる。

表2-2-1 板野町のごみ処理の評価

指 標	単 位	実績 (平均値)	指標値
①廃棄物の発生	1人1日あたりごみ総排出量	kg/人・日	0.942 (国 R01 (2019)) 0.918 (県 R01 (2019)) 0.964
②再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t	0.185 (国 R01 (2019)) 0.196 (県 R01 (2019)) 0.160
③エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	-1,458 —
④最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	0.003 (国 R01 (2019)) 0.089 (県 R01 (2019)) 0.116
⑤温室効果ガスの排出	人口1人1日当たり温室効果ガスの排出量	kg-CO ₂ /人・日	0.541 (国目標) 0.305
⑥費用対効果	人口1人当たり年間処理経費	円/人・年	17,540 (国 R01 (2019)) 16,400 (県 R01 (2019)) 17,300
	資源回収に要する費用	円/t	271,100 —
	エネルギー回収に要する費用	円/MJ	-29.0 —
	最終処分減量に要する費用	円/t	50,000 —

第3節 ごみ処理行政の動向

1. 国による計画

一般廃棄物に関する国の計画としては、平成15（2003）年度より実施されている循環型社会推進基本計画が挙げられる。この計画は、5年ごとに見直しが行われており、現在、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が実施されている。また、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13（2001）年5月 環境省告示第34号 以下「廃棄物処理法に基づく基本方針」という。）」においても減量化等の目標が示されてきたが、令和2（2020）年度以降については、基本方針の内容に大幅な変更が必要となった場合に改定することとされ、数値目標については、「第四次循環型社会形成推進基本計画」等の目標を参考にすることとされた。

これらの減量化目標は、本町が今回策定したごみ処理基本計画においても指針とした。

「第四次循環型社会形成推進基本計画」における減量化目標を表2-3-1に示す。

表2-3-1 国による一般廃棄物減量化の目標値

項目	目標値	目標年次
1人1日当たりごみ排出量	850gに削減	令和7年度 (2025)
1人1日当たり家庭系ごみ排出量※	440gに削減	
最終処分量	平成12（2000）年度に対し約70%削減	

※ 家庭から排出するごみ量：資源ごみ、集団回収ごみを除く家庭系ごみ

出典：「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30（2018）年6月 環境省）」

2. 徳島県による計画

徳島県では、国の「循環型社会形成推進基本計画」、「廃棄物処理法に基づく基本方針」における令和7（2025）年度の目標値を踏まえ、令和3（2021）年3月策定の「第五期徳島県廃棄物処理計画」において、令和7（2025）年度における目標値を設定している。

徳島県における実績及び目標値を表2-3-2に示す。

表2-3-2 徳島県による令和7（2025）年度における一般廃棄物減量化の目標値

項目	目標値	目標年次
ごみ排出量	212千t 平成30（2018）年度に対し約19%削減	令和7年度 (2025)
県民1人1日当たり排出量	845g 平成30（2018）年度に対し約11%削減	
県民1人1日当たり家庭系ごみ排出量	605g 平成30（2018）年度に対し約15%削減	
リサイクル率（ごみ排出量に対する資源化量の割合）	30% 平成30（2018）年度に対し約13.4ポイント増加	
最終処分量	19.9千t 平成30（2018）年度に対し約32%削減	

出典：第五期徳島県廃棄物処理計画（令和3（2021）年3月 徳島県）

第4節 ごみ処理基本計画

1. ごみの発生量及び処理量の見込み

1) 人口予測

本計画における人口の将来予測は、「板野町人口ビジョン」の目標値をもとに住民基本台帳人口に当てはめたものとした。

これによると、本町の人口は、約50～100人/年程度の減少傾向を示しており、計画目標年次である令和18（2036）年度における総人口は12,261人となる。

表2-4-1 板野町の人口実績及び将来人口予測
（平成28（2016）年度～令和18（2036）年度）

単位：人

区分	年次	総人口		
		本予測	板野町目標※	人口問題研究所予測
実績	平成28（2016）年度	13,686		
	平成29（2017）年度	13,619		
	平成30（2018）年度	13,568		
	令和元（2019）年度	13,480		
	令和2（2020）年度	13,394	13,394	12,608
予測	令和3（2021）年度	13,291		
	令和4（2022）年度	13,188		
	令和5（2023）年度	13,085		
	令和6（2024）年度	12,982		
	令和7（2025）年度	12,878	12,878	11,804
	令和8（2026）年度	12,828		
	令和9（2027）年度	12,778		
	令和10（2028）年度	12,728		
	令和11（2029）年度	12,678		
	令和12（2030）年度	12,628	12,628	10,966
	令和13（2031）年度	12,570		
	令和14（2032）年度	12,512		
	令和15（2033）年度	12,454		
令和16（2034）年度	12,396			
令和17（2035）年度	12,339	12,339	10,105	
令和18（2036）年度	12,261			

※板野町目標：板野町人口ビジョン（令和3（2021）年3月）
（計画目標年次：令和18（2036）年度）

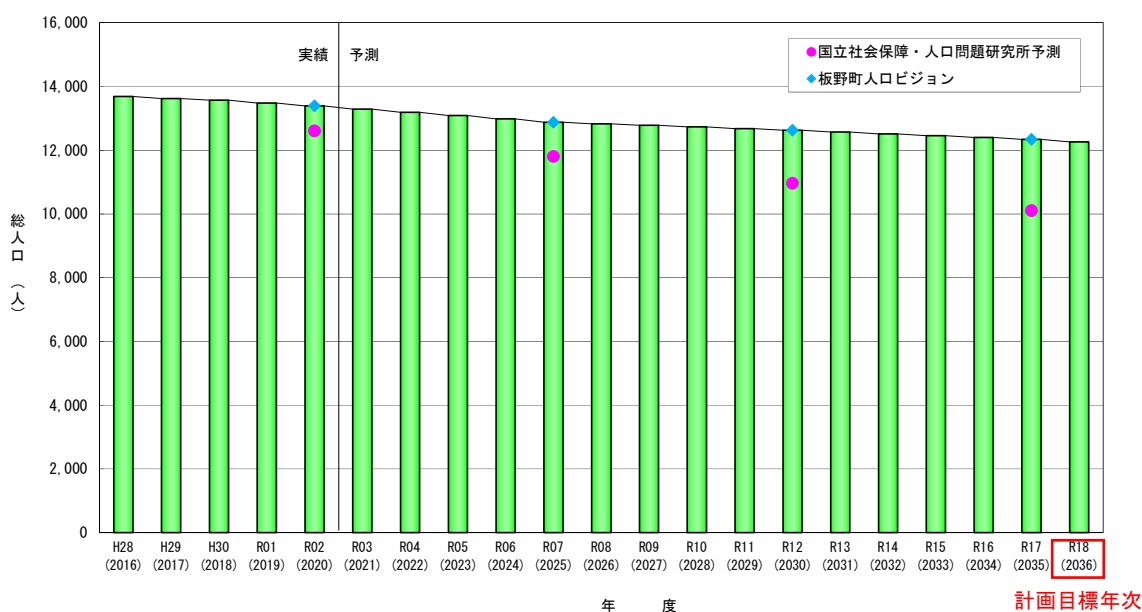


図2-4-1 板野町の年度別将来人口実績及び予測
（平成28（2016）年度～令和18（2036）年度）

2) ごみ排出量予測と国・県における減量化目標値との比較

本町のごみ排出量及び処理量を予測し、国・県の目標値と比較したものを表 2-4-2 に示す。

実績に基づいて予測したところ、本町のごみ排出量、資源化量、最終処分量は、令和7(2025)年度において、資源化率の県の目標値及び最終処分量の国の目標値を満足するが、排出量は国、県の目標値に到達しない見込みである。

表 2-4-2 板野町のごみ排出量予測及び各指標と目標値との比較※

		全 体								家庭系ごみ				事業系ごみ			
		総人口 (人)	総排出量 (t/年)	国/県 目標値 (t/年)	1人1日 当たり 排出量 (t/年)	国/県 目標値 (t/年)	資源化量 (t/年)	資源化率 (%)	国/県 目標値 (%)	最終 処分量 (t/年)	国/県 目標値 (t/年)	排出量 (t/年)	国/県 目標値 (t/年)	1人1日 当たり 家庭から 排出する ごみ量 (g/人・日)	国/県 目標値 (g/人・日)	排出量 (t/年)	国/県 目標値 (t/年)
基 準	平成12(2000)年度	14,751	5,184		963	436	8.4		1,602		4,518		758		666		
	平成30(2018)年度	13,480	4,671		943	791	16.9		9		3,786		669		885		
予 測	令和 3(2021)年度	13,291	4,553		939	892	19.6		8		3,704		662		849		
	令和 4(2022)年度	13,188	4,530		941	887	19.6		8		3,676		662		854		
	令和 5(2023)年度	13,085	4,509		944	881	19.5		8		3,647		662		862		
	令和 6(2024)年度	12,982	4,490		948	876	19.5		8		3,618		662		872		
	令和 7(2025)年度	12,878	4,461	県 3,763	949	国 850 県 845	2,297	51.5	県 30	18	国 481 県 6	3,589	県 3,067	662	国 440 県 605	872	県 717
	令和 8(2026)年度	12,828	4,443		949	2,999	67.5		22		3,571		661		872		
	令和 9(2027)年度	12,778	4,430		950	2,990	67.5		22		3,558		661		872		
	令和10(2028)年度	12,728	4,415		950	2,980	67.5		22		3,543		661		872		
	令和11(2029)年度	12,678	4,401		951	2,971	67.5		22		3,529		661		872		
	令和12(2030)年度	12,628	4,387		952	2,961	67.5		22		3,515		661		872		
	令和13(2031)年度	12,570	4,371		953	2,950	67.5		22		3,499		661		872		
	令和14(2032)年度	12,512	4,355		954	2,939	67.5		22		3,483		661		872		
	令和15(2033)年度	12,454	4,339		955	2,928	67.5		22		3,467		661		872		
	令和16(2034)年度	12,396	4,322		955	2,916	67.5		22		3,450		661		872		
	令和17(2035)年度	12,339	4,306		956	2,905	67.5		22		3,434		661		872		
	令和18(2036)年度	12,261	4,283		957	2,889	67.5		22		3,411		661		872		

※ 各項目については、以下のとおり算出した。

【全体】

- 総排出量 : 収集量+直接搬入量+集団回収量
- 資源化率 : (再生利用量(直接資源化量+中間処理後再生利用量)+集団回収量(t/年)) ÷ (総排出量(t/年))
- 最終処分量 : (直接最終処分量(t/年)) + (中間処理後最終処分量(t/年))
- 排出量目標値 : 令和7(2025)年度(県) 平成30(2018)年度に対し19%削減 → 3,763t/年
- 1人1日当たり排出量目標値 : 令和7(2025)年度(国) → 850g/人・日
- 1人1日当たり資源ごみ+集団回収量目標値 : 令和7(2025)年度(県) 平成30(2018)年度に対し11%削減 → 845g/人・日
- 資源化率目標値 : 令和7(2025)年度(県) → 30%
- 最終処分量目標値 : 令和7(2025)年度(国) 平成12(2000)年度に対し70%削減 → 481t/年
令和7(2025)年度(県) 平成30(2018)年度に対し32%削減 → 6t/年

【家庭系ごみ】

- 排出量目標値 : 令和7(2025)年度(県) 平成30(2018)年度に対し19%削減 → 3,067t/年
- 1人1日当たり排出量 : (家庭系ごみ排出量(t/年)) ÷ (総人口(人)) ÷ 365(日) × 10⁶(g/t/年)
- 1人1日当たり資源ごみ+集団回収量 : (資源ごみ量+集団回収量(t/年)) ÷ (計画収集人口(人)) ÷ 365(日) × 10⁶(g/t/年)
- 1人1日当たり家庭から排出するごみ量 : (資源ごみ+集団回収を除く排出量(t/年)) ÷ (総人口(人)) ÷ 365(日) × 10⁶(g/t/年)
- 1人1日当たり家庭から排出するごみ量目標値 : 令和7(2025)年度(国) → 440g/人・日
令和7(2025)年度(県) 平成30(2018)年度に対し15%削減 → 605g/人・日

【事業系ごみ】

- 排出量目標値 : 令和7(2025)年度(県) 平成30(2018)年度に対し19%削減 → 717t/年
(計画目標年次: 令和18(2036)年度)

3) ごみ量の削減

表 2-4-2 に示す将来予測を踏まえ、本町としては、国及び県の削減目標を参考としつつ、町独自の削減目標を掲げることとする。

本計画で掲げる削減目標は、以下のとおりとする。

板野町のごみ排出量削減目標 (令和 8 (2026) 年度)

○ごみ排出量

- ・1人1日当たりの排出量を 845 グラムに削減することを目標とし、その水準を維持又は下回ることを目指す。

○1人1日当たり家庭系ごみ排出量

- ・1人1日当たりの排出量を 605 グラムに削減することを目標とし、その水準を維持又は下回ることを目指す。

本町の削減目標は、家庭系ごみ・事業系ごみを合わせた1人1日当たりの排出量と1人1日当たり家庭系ごみ排出量を削減することにより、資源化率の向上と最終処分量の削減を目指すものとする。

但し、国及び徳島県における現行計画の目標年次は令和 7 (2025) 年度であるが、本町では、本計画の開始年次が令和 4 (2022) 年度であるため、5年後となる令和 8 (2026) 年度を中間目標年次として、目標値を設定する。

4) ごみ排出量削減目標達成時の将来推計

本町のごみ排出量実績とごみ排出量削減目標に基づく全体ごみ、家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量予測を表 2-4-3 及び図 2-4-2 に示す。

表 2-4-3 板野町のごみ排出量実績及び削減目標に基づく予測

年 度	総人口 (人)	全 体			家 庭 系 ご み				事 業 系 ご み	
		ごみ 総排出量 (t/年)	1人1日 当たり 排出量*1 (g/人・日)	目標値 (t/年)	排出量*2 (t/年)	1人1日 当たり 排出量*1 (g/人・日)	1人1日 当たり 家庭系ごみ 排出量*3 (g/人・日)	目標値 (g/人・日)	排出量 (t/年)	1人1日 当たり 排出量*1 (g/人・日)
実 績	平成28 (2016) 年度	13,686	4,724	946	3,833	767	662		891	179
	平成29 (2017) 年度	13,619	4,678	941	3,786	762	661		892	179
	平成30 (2018) 年度	13,568	4,671	943	3,786	764	664		885	179
	令和元 (2019) 年度	13,480	4,647	944	3,758	764	664		889	180
	令和 2 (2020) 年度	13,394	4,565	934	3,719	761	659		846	173
予 測	令和 3 (2021) 年度	13,291	4,553	939	3,704	764	662		849	175
	令和 4 (2022) 年度	13,188	4,429	920	3,614	751	650		815	169
	令和 5 (2023) 年度	13,085	4,303	901	3,523	738	639		780	163
	令和 6 (2024) 年度	12,982	4,184	883	3,434	725	628		750	158
	令和 7 (2025) 年度	12,878	4,061	864	3,345	712	616		716	152
	令和 8 (2026) 年度	12,828	3,956	845	3,267	698	605	605	689	147
	令和 9 (2027) 年度	12,778	3,941	845	3,255	698	605		686	147
	令和10 (2028) 年度	12,728	3,926	845	3,241	698	605		685	147
	令和11 (2029) 年度	12,678	3,910	845	3,228	698	605		682	147
	令和12 (2030) 年度	12,628	3,895	845	3,216	698	605		679	147
	令和13 (2031) 年度	12,570	3,877	845	3,200	697	605		677	148
	令和14 (2032) 年度	12,512	3,859	845	3,186	698	605		673	147
	令和15 (2033) 年度	12,454	3,841	845	3,172	698	605		669	147
令和16 (2034) 年度	12,396	3,823	845	3,156	698	605		667	147	
令和17 (2035) 年度	12,339	3,806	845	3,142	698	605		664	147	
令和18 (2036) 年度	12,261	3,782	845	3,120	697	605		662	148	

※1 1人1日当たりごみ量 (g) = 各排出量 (ごみ総排出量又は家庭系ごみ又は事業系ごみ) (t) ÷ 人口 (人) ÷ 365 (日/年) × 10⁶ (g/t)

※2 家庭系ごみ排出量は、集団回収量を含む。

※3 1人1日当たりごみ排出量から資源ごみ量、集団回収量を除いたもの

○目標値

【ごみ排出量】

・1人1日当たりの排出量を845グラムに削減することを目標とし、その水準を維持又は下回ることを目指す。

【1人1日当たり家庭系ごみ排出量】

・1人1日当たりの排出量を605グラムに削減することを目標とし、その水準を維持又は下回ることを目指す。

(計画目標年次：令和18 (2036) 年度、中間目標年次：令和8 (2026) 年度)

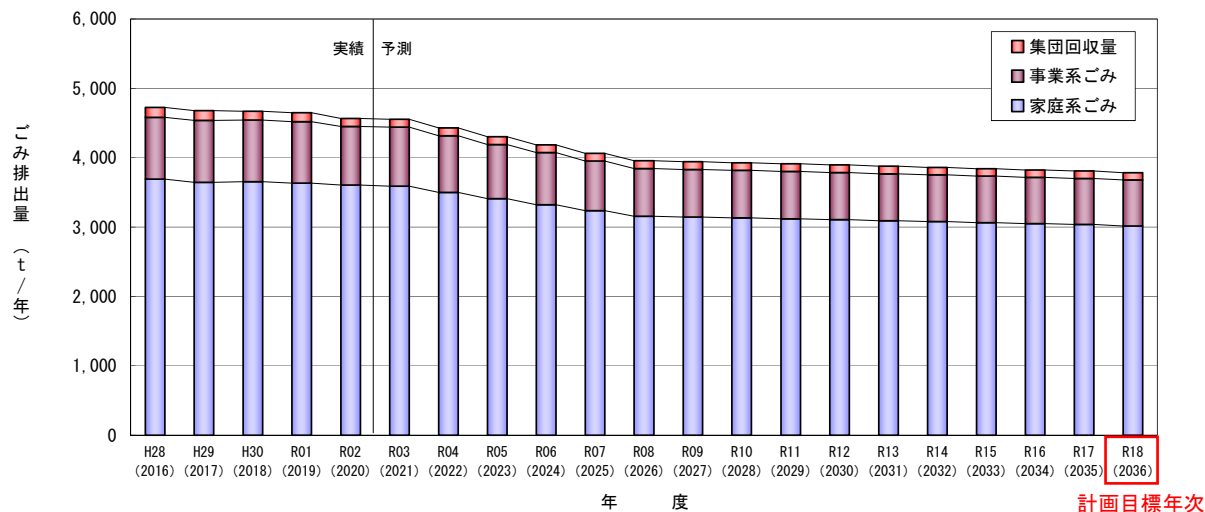


図 2-4-2 板野町のごみ排出量実績及び削減目標に基づく予測

2. ごみの排出抑制のための方策に関する事項

実績をもとにした予測の結果、本町では、人口の減少に伴い、ごみ量は減少すると予測されたが、更なる排出量の削減と資源化率の向上を図るため、排出量について目標値を設定した。

これらの目標の達成のためには、有効な施策の展開が必要である。

環境省より示されている「ごみ処理基本計画策定指針」においても、「廃棄物については、①できる限り排出を抑制し、不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮、②再使用、③再生利用、④熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、なお、適正な循環的利用が行われないものについては、⑤適正な処分を行うこととされており、ごみの排出抑制は最優先に検討されるものである。」とされている。

また、ごみの排出を抑制し、循環的利用を促進するためには、住民、事業者、町が適切な役割分担のもと、それぞれが積極的な取組みを図ることが重要である。それぞれの役割については表 2-4-4 に示すとおりとする。

表 2-4-4 排出抑制・減量化のための住民、事業者、行政の役割

項目		役割
住民	減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装を断る。 ・マイバック（買い物袋）を持参する。 ・使い捨て商品の購入を自粛し、再使用できる商品、耐久性に優れた商品を選択する。 ・ばら売り、量り売り、ノートレイ商品の積極的購入 ・必要以上に買いためない。 ・食料品は必要分のみ購入し、つくり過ぎず、無駄のない調理（エコクッキング）に努める。 ・コンポスト化容器などを利用して、生ごみの堆肥化に努める。 ・故障したものは修理して、できるだけ長期間使用する。
	再使用	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品は捨てずに、フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用し、再使用に努める。 ・不用品バザーなどの取組みに積極的に参加する。
	再資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・分別排出に努める。 ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などにに基づいた適正な排出を行う。 ・集団回収活動などの取組みに積極的に参加する。 ・店舗回収（牛乳パックなど）に協力する。 ・再生利用品（リサイクル商品）の購入（グリーン購入）に努める。
事業者	減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装しないよう配慮するとともに、消費者の理解を求めるよう心がける。 ・マイバック運動（買い物袋持参）への積極的支援、レジ袋の削減に努める。 ・食品の鮮度保持期限の延長や包装の工夫等、食品ロス削減のための取組みの展開 ・使い捨て商品の製造・販売を自粛する。 ・ばら売り、量り売り、ノートレイ商品の積極的販売 ・事業所に、ごみになるものは持ち込まない。 ・原材料の選択や製造工程を工夫する等により、廃棄物の排出抑制に努める。 ・長期使用が可能な製品の製造、販売に心がける。 ・かよい箱、かよい袋の利用。上げ底の自粛
	再使用	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースしやすい商品の製造、販売 ・再使用可能商品等の表示及び販売促進 ・事業所における再使用可能商品の利用
	再資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳パックや白色トレイなど容器包装廃棄物の自主回収、リサイクルの積極的推進 ・自動販売機設置者による、びん、缶、ペットボトルなどの回収とリサイクルの推進 ・草木類のチップ化処理機等の導入 ・食品リサイクル法に基づく、生ごみ処理機等の導入による堆肥化の推進 ・建設廃棄物リサイクル法に基づく、コンクリート、廃材等の再資源化の促進 ・プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック製品のリサイクル体制の構築
町	減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバック（買い物袋持参）キャンペーン等の意識啓発活動の推進 ・ばら売り、量り売り、ノートレイ商品の奨励 ・多量排出事業者に対する廃棄物発生抑制及び減量化要請 ・公共事業等における、廃棄物の発生抑制の取組み ・コンポスト化容器、電動式生ごみ処理機等の設置支援等による生ごみ減量化の推進 ・エコクッキング（無駄のない調理）の奨励、生ごみの堆肥化方法等の情報提供 ・公共施設における、ごみの減量化、排出抑制 ・ごみ処理における CO₂ 排出量削減に努める
	再使用	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットなどの情報提供、町民、事業者の自主的取組みへの支援 ・公共施設における再使用可能商品の利用
	再資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法・家電リサイクル法等の各リサイクル法の円滑な推進及びそのために必要な体制の計画的整備 ・プラスチック資源循環法の推進体制の構築とプラスチック回収の普及啓発 ・町民団体の資源回収活動に対する支援 ・店舗回収等の推進による事業者等との連携 ・町用品、公共事業等における再生利用品の購入（グリーン購入）、リサイクルの推進

3. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

「ごみ処理基本計画策定指針」によると、ごみの分別収集の対象とするごみの種類について、標準的な分類方法として「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7（1995）年法律第 112 号 以下「容器リサイクル法」という。）」をもとにした類型Ⅰ～Ⅲが表 2-4-5 の内容で示されている。

この類型は、自治体の分別収集を段階的に進める際の標準として示されたものであり、類型Ⅰに達していない自治体については類型Ⅰを、類型Ⅱに達していない自治体については類型Ⅱを目標とする取組みを自治体に促すものである。

現在、本町の一般廃棄物分別区分は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」、「その他」である。現在の分別区分と代表的な品目、分別頻度について、表 2-4-6(1)～2-4-6(2)に示す。

資源化品目では、「紙類」、「缶・金属類」、「びん」、「ペットボトル」、「廃食用油」、「危険ごみ・有害ごみ」となっており、表 2-4-5 における「①資源回収する容器包装」としては類型Ⅱ～Ⅲに近い。尚、プラスチック製容器包装については、現在本町では、徳島県が認定するエコショップでの回収を勧めている。また、「②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ」は紙類、布類で実施している。ここで、類型Ⅱと類型Ⅲの違いは、「③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス」の有無であるが、本町では廃食用油の回収を行っているため、類型Ⅲに近いと考えられる。

現在のごみ分別収集形態は、基本的に従来から継続して行っているものであり、当面はこの形態を維持していくが、今後は法令等の改正や中央広域環境施設組合の新施設計画に伴い、新たな分別区分等が必要になった場合には、分別収集区分を見直すものとする。

表 2-4-5 ごみの標準的な分別収集区分

類 型	標準的な分別収集区分			
類型Ⅰ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。	
		①-2 ガラスびん		
		①-3 ペットボトル		
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			
	⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
	⑥燃やさないごみ			
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ ⑧粗大ごみ			
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）。	
		①-2 ガラスびん		
		①-3 ペットボトル		
		①-4 プラスチック製容器包装		
		①-5 紙製容器包装		
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			
	④小型家電			
⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）				
⑥燃やさないごみ				
⑦その他専用の処理のために分別するごみ				
⑧粗大ごみ				
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）。	
		①-2 ガラスびん		
		①-3 ペットボトル		
		①-4 プラスチック製容器包装		
		①-5 紙製容器包装		
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス			
	④小型家電			
	⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
	⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ				
⑧粗大ごみ				

出典：「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28（2016）年 9 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」

表 2-4-6(1) 板野町におけるごみ分別区分(1)

区分	ごみの具体例・出し方	料金等	収集頻度
収集 ご み	燃やせる ごみ 【例】 ・台所ごみ ・木くず ・プラスチック類 ・ビニール類 ・ポリ袋 ・トレイ類 ・革類 ・ゴム類 ・衣類（パンツくつ下等） 【出し方】 ・台所ごみは十分に水切りする ・木の小枝・葉は袋に入る大きさに切る （太さ 5 cm未満）	指定袋 大（10 枚入り）235 円未満 小（20 枚入り）235 円未満	・2 回/週
	びん類 【例】 ・びん類 ・ガラス類 ・陶器類 【出し方】 ・ワレモノなど危険なモノは新聞紙で包んで出す ・びんのふたは外して出す ・一升瓶、ビール瓶などは販売店に持ち込む ・懐中電灯・時計などの電池は有害ごみに出す ・蛍光灯・電球は紙の容器に入れて出す	指定袋 （10 枚入り）235 円未満	・1 回/月
	小型複合 ごみ 【例】 ・金属類 ・小型家電 【出し方】 ・生ごみ、プラスチック類、紙類は入れない ・紙おむつ、砂などは入れない ・先のとがったものは、新聞紙で包んで出す ・携帯電話は販売店に出す		
	缶類 【例】 ・缶類 【出し方】 ・飲料用の缶類と一斗缶より小さい缶を出す ・スプレー缶・ガス缶は穴を開けて中身を抜いて出す		
	資源ごみ 【例】 ・古紙類 ・ペットボトル ・衣類 【出し方】 ・新聞・チラシはヒモで十文字にしぼる ・雑誌類はヒモで十文字にしぼる （ビニール袋はとる） ・その他紙類は、ヒモで十文字にしぼるか紙袋に入れる ・紙パックは切り開いて洗う ・ペットボトルはフタとラベルを取り外して水洗いする ・衣類（パンツ・くつ下等は除く）は中身が見える袋に入れる	無料	・2 回/週
直 接 持 込 み	大型複合 ごみ 【例】 ・家具類 ・寝具類 ・家電製品 【出し方】 ・じゅうたん、ふとん等はヒモでしぼる ・太さ 5cm 以上の木は長さ 50cm までに切りヒモで束にする	処理手数料 1 品 100 円	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 月曜日 ・第 4 月曜日 ・第 3 日曜日 ※資源ごみ （廃食用油を除く）は 燃やせる ごみの日に 収集あり
	資源ごみ 【区分】 ・古紙類 ・ペットボトル ・衣類 ・食用油 【出し方】 ・古紙類、ペットボトル、衣類は収集ごみと同様とする ・食用油はペットボトルに入れてしっかりフタをする	無料	
	有害ごみ 【例】 ・乾電池 ・蛍光灯 【出し方】 ・乾電池は袋に入れて、町設置の回収箱に入れるか、持ち込む （役場 1 階入口・ふれあいプラザ・南公民館）		

表 2-4-6(2) 板野町におけるごみ分別区分(2)

区分		ごみの具体例・出し方	料金等	収集頻度
集団回収	紙類	<p>【対象品（団体ごとに異なる）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞 ・雑誌類 ・ダンボール ・紙パック <p>【出し方の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞・チラシはヒモで十文字にしぼる ・雑誌類はヒモで十文字にしぼる（ビニール袋はとる） ・その他紙類は、ヒモで十文字にしぼるか紙袋に入れる ・紙パックは切り開いて洗う 	<p>（報奨金）</p> <p>古紙・布：7円/kg アルミニウム：7円/kg その他の金属：5円/kg ビン類：4円/kg</p>	団体ごとに異なる
	缶類	<p>【対象品（団体ごとに異なる）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルミ缶 ・スチール缶 <p>【出し方の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料用の缶類と一斗缶より小さい缶を出す ・スプレー缶・ガス缶は穴を開けて中身を抜いて出す 		
	びん類	<p>【対象品（団体ごとに異なる）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビールびん ・一升びん <p>【出し方の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中身は洗う 		
	衣類	<p>【対象品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウエス <p>【出し方の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※回収団体ごとに異なる 		
事業系ごみ	燃やせるごみ	<p>【対象品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみに準じる <p>【出し方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町許可業者が回収し、中央広域環境施設組合に搬入する。 	<p>○計量できる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 0.5t まで 3,240円 0.5t 超～1t まで 6,480円 1t 超 6,480円に1t までを増すごとに6,480円を加算した額 <p>○計量できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大積載量0.5t 以下又は最大積載量の定めのない車両 3,240円/台 ・最大積載量0.5t を超え1t 以下の車両 6,480円/台 ・最大積載量1t を超える車両 6,480円に1t までを増すごとに6,480円を加算した額 	事業者と許可業者の間で取り決める
	びん類	<p>【対象品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみに準じる <p>【出し方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町許可業者が回収し、板野町環境センターに搬入する。 		
	缶類	<p>【対象品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみに準じる <p>【出し方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町許可業者が回収し、板野町環境センターに搬入する。 		

4. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1) 収集・運搬計画

(1) 収集形態

現在の収集形態は、収集車両によるステーション回収を基本に行っている。収集車両は資源ごみ1トン車1台、燃やせるごみ・びん類・小型複合ごみ・缶類が軽1台、2トン車3台である。

本町の家庭系ごみの収集は、業者委託（資源ごみは町有車使用）により行っており、当面はこの収集体制を維持することとする。収集体制については、当面はこの収集体制を維持することとする。今後は人口の減少に伴う収集ステーションの統廃合を含め、収集体制の整備が必要になる場合が考えられるが、住民への負担を可能な限り低減することを念頭に、従来の行政サービス水準を維持するよう計画する。

尚、事業系ごみは、事業者と契約した本町の許可業者により搬入される。令和3(2021)年度現在の許可業者は全4業者である。

(2) 収集回数

収集回数は、表2-4-6に示すように燃やせるごみが2回/週、びん類・小型複合ごみ・缶類が1回/月となっており、資源ごみは燃やせるごみの日に出すこともできる。これら以外は、板野町環境センターに3回/月持ち込むことができる。

今後も現状の収集回数を維持していくが、必要な場合には、収集量の変化を注視しつつ合理的な判断に基づき、頻度や曜日の変更を行うこととする。

2) 中間処理計画

中間処理計画としては、令和7(2025)年7月までは既存の中間処理である中央広域環境センターにおける溶融処理及び直接資源化を今後も継続して行う計画であるが、中央広域環境施設組合では令和7年(2025)8月に新施設の稼働を開始する計画としている。尚、新施設では可燃ごみの固形燃料化処理を計画しているが、現在行っている不燃ごみ・粗大ごみの破碎処理については未定である。本計画では、現在の処理区分に基づきこの不燃ごみ・粗大ごみから金属類とプラスチック類を回収する計画とする。

本町のごみ排出量削減目標を考慮した中間処理計画及び資源化計画を表2-4-7～2-4-8、図2-4-3～2-4-4に示す。全体量は人口の減少及び削減目標の達成により減少することとなるが、排出量に基づく処理量の削減とともに資源化量の増加に努める。

表 2-4-7 板野町の中間処理計画（実績及び予測 直接資源化量、直接最終処分量を含む）
（削減目標達成時 令和 3（2021）年度～令和 18（2036）年度）

年 度	ごみ処理量 (t/年)	直接焼却 (溶融) 処理量 (t/年)	焼却 (溶融) 以外の 中間処理量 (t/年)	焼却 (溶融) 以外の中間処理量		直接 資源化量 (t/年)	直接 最終処分量 (t/年)	
				固形燃料化 処理量 (t/年)	粗大ごみ 処理量 (t/年)			
実 績	平成28（2016）年度	4,581	4,121	69	—	69	391	0
	平成29（2017）年度	4,537	4,111	60	—	60	366	0
	平成30（2018）年度	4,540	4,118	51	—	51	371	0
	令和元（2019）年度	4,521	4,099	51	—	51	371	0
	令和 2（2020）年度	4,450	4,008	55	—	55	387	0
予 測	令和 3（2021）年度	4,439	3,998	55	—	55	386	0
	令和 4（2022）年度	4,315	3,885	54	—	54	376	0
	令和 5（2023）年度	4,190	3,773	52	—	52	365	0
	令和 6（2024）年度	4,072	3,668	50	—	50	354	0
	令和 7（2025）年度	3,950	1,186	2,421	2,372	49	343	0
	令和 8（2026）年度	3,845	—	3,516	3,467	49	329	0
	令和 9（2027）年度	3,830	—	3,502	3,453	49	328	0
	令和10（2028）年度	3,816	—	3,489	3,441	48	327	0
	令和11（2029）年度	3,801	—	3,475	3,427	48	326	0
	令和12（2030）年度	3,786	—	3,462	3,414	48	324	0
	令和13（2031）年度	3,769	—	3,446	3,398	48	323	0
	令和14（2032）年度	3,751	—	3,430	3,382	48	321	0
	令和15（2033）年度	3,733	—	3,413	3,366	47	320	0
令和16（2034）年度	3,717	—	3,399	3,352	47	318	0	
令和17（2035）年度	3,700	—	3,383	3,336	47	317	0	
令和18（2036）年度	3,678	—	3,363	3,316	47	315	0	

計画目標年次：令和 18（2036）年度

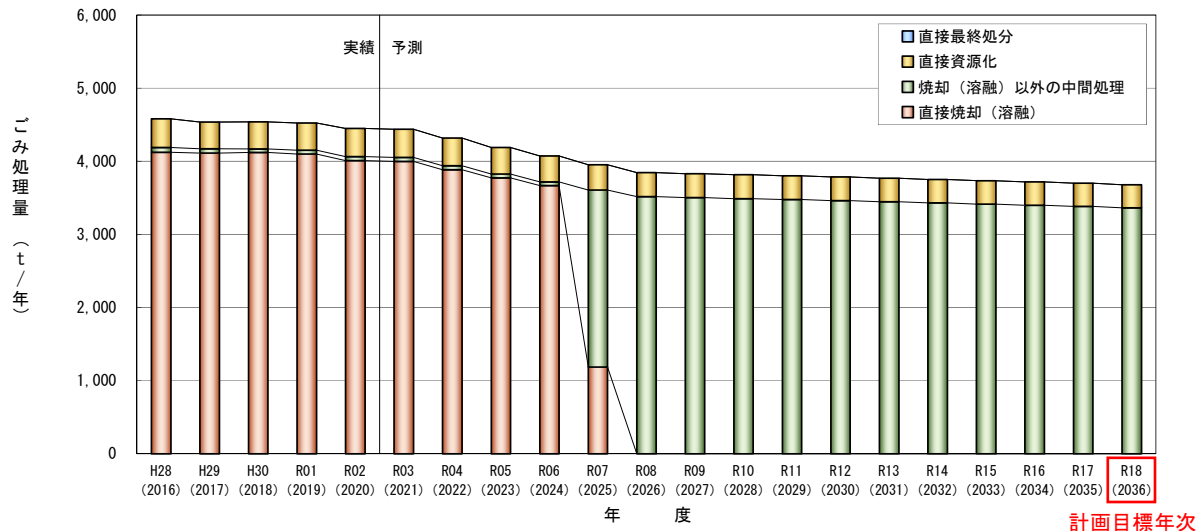


図 2-4-3 板野町の中間処理計画（実績及び予測 直接資源化量、直接最終処分量を含む）
（削減目標達成時 令和 3（2021）年度～令和 18（2036）年度）

表 2-4-8 板野町の資源化計画（実績及び予測）
 （削減目標達成時 令和 3（2021）年度～令和 18（2036）年度）

単位：t/年

年 度	資源化量																				
	直接資源化量									中間処理後再生利用量						集団回収量					
	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	布類	廃食用油	その他	金属類	プラスチック類	熔融スラグ	固形燃料	その他	紙類	金属類	ガラス類	布類					
実績	平成28(2016)年度	912	391	171	82	110	3	21	1	3	378	56	—	322	—	0	143	118	10	9	6
	平成29(2017)年度	929	366	148	81	107	4	22	1	3	422	72	—	343	—	7	141	117	9	9	6
	平成30(2018)年度	791	371	137	87	105	5	32	1	4	289	68	—	217	—	4	131	110	8	7	6
	令和元(2019)年度	782	371	131	90	105	4	36	1	4	285	76	—	205	—	4	126	103	8	8	7
	令和 2(2020)年度	895	387	123	106	113	4	36	1	4	393	80	—	309	—	4	115	92	7	10	6
予測	令和 3(2021)年度	892	386	122	106	113	4	36	1	4	392	80	—	308	—	4	114	91	7	10	6
	令和 4(2022)年度	872	376	119	103	110	4	35	1	4	382	78	—	300	—	4	114	91	7	10	6
	令和 5(2023)年度	848	365	116	100	106	4	34	1	4	370	75	—	291	—	4	113	90	7	10	6
	令和 6(2024)年度	826	354	112	97	103	4	33	1	4	360	73	—	283	—	4	112	89	7	10	6
	令和 7(2025)年度	2,098	343	108	94	100	4	32	1	4	1,644	25	31	91	1,496	1	111	88	7	10	6
	令和 8(2026)年度	2,675	329	104	90	96	3	31	1	4	2,235	2	47	—	2,186	—	111	88	7	10	6
	令和 9(2027)年度	2,665	328	104	90	96	3	30	1	4	2,226	2	47	—	2,177	—	111	88	7	10	6
	令和10(2028)年度	2,655	327	105	89	95	3	30	1	4	2,218	2	46	—	2,170	—	110	87	7	10	6
	令和11(2029)年度	2,644	326	104	89	95	3	30	1	4	2,209	2	46	—	2,161	—	109	87	7	9	6
	令和12(2030)年度	2,634	324	103	89	94	3	30	1	4	2,201	2	46	—	2,153	—	109	87	7	9	6
	令和13(2031)年度	2,621	323	103	88	94	3	30	1	4	2,190	2	46	—	2,142	—	108	86	7	9	6
	令和14(2032)年度	2,609	321	102	87	94	3	30	1	4	2,180	2	46	—	2,132	—	108	86	7	9	6
	令和15(2033)年度	2,597	320	102	87	93	3	30	1	4	2,169	2	45	—	2,122	—	108	86	7	9	6
	令和16(2034)年度	2,584	318	101	87	92	3	30	1	4	2,160	2	45	—	2,113	—	106	85	6	9	6
	令和17(2035)年度	2,573	317	101	87	92	3	29	1	4	2,150	2	45	—	2,103	—	106	85	6	9	6
	令和18(2036)年度	2,557	315	100	86	92	3	29	1	4	2,138	2	45	—	2,091	—	104	84	6	9	5

計画目標年次：令和 18（2036）年度

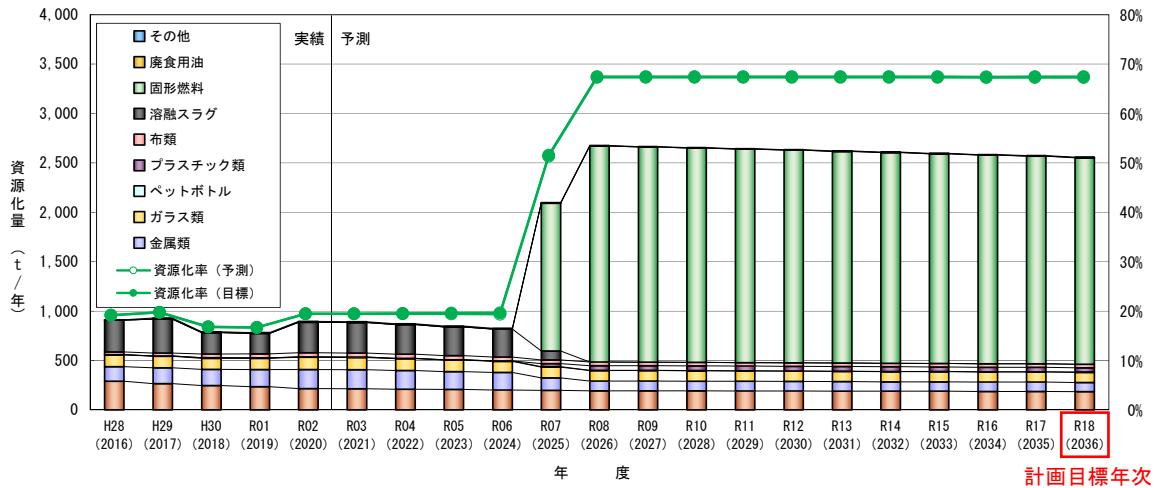


図 2-4-4 板野町の資源化量計画（実績及び予測）
 （削減目標達成時 令和 3（2021）年度～令和 18（2036）年度）

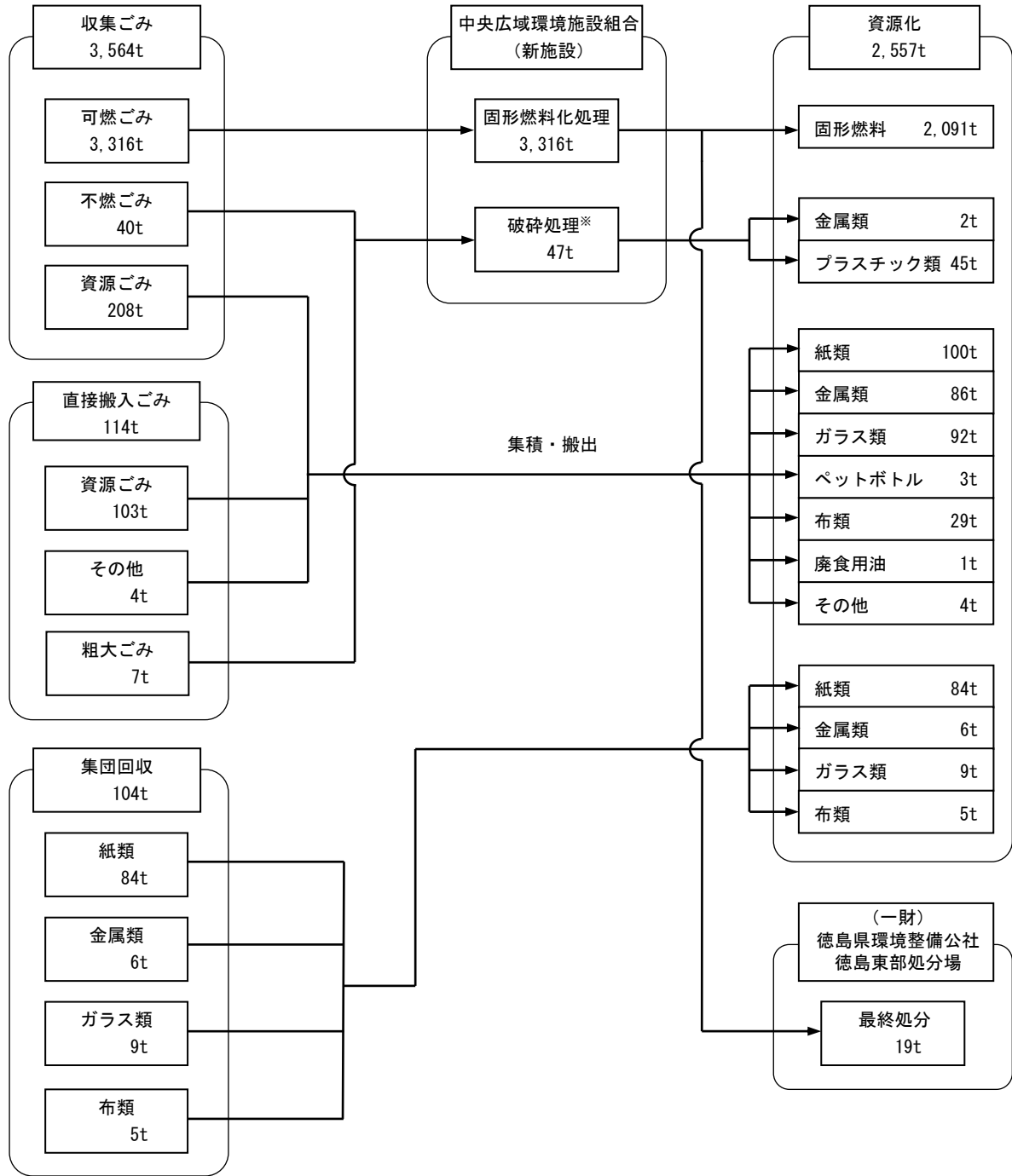


図 2-4-5 計画目標年次（令和 18（2036）年度）における板野町のごみ処理目標フロー

3) 最終処分計画

本町では、直接最終処分は行っていないが、中央広域環境センターで発生する溶融処理残渣（資源化ができないもの）の処分を（一財）徳島県環境整備公社に委託し、徳島東部処分場で埋立処分している。

当面は現在の最終処分体制を継続することとなるが、令和 7（2025）年 8 月以降は、中央広域環境施設組合で新たに固形燃料化施設が稼働する計画となる。新施設の計画は未定であるが、現在の可燃ごみに含まれる不燃ごみが全て最終処分対象となった場合、ごみ排出量を削減した場合でも現在の溶融処理に比べて最終処分量は増加する。従って、ごみ排出量は可能な限り削減することが望ましいと考えられる。

表 2-4-9 板野町の最終処分計画（実績及び予測）
（削減目標達成時 令和 3（2021）年度～令和 18（2036）年度）

年 度		最終処分量※ (t/年)	直接 最終処分量 (t/年)	焼却（溶融） 残渣量 (t/年)	焼却（溶融） 以外の 中間処理 残渣量 (t/年)
実 績	平成28（2016）年度	28	—	28	—
	平成29（2017）年度	22	—	22	—
	平成30（2018）年度	9	—	9	—
	令和元（2019）年度	8	—	8	—
	令和2（2020）年度	8	—	8	—
予 測	令和3（2021）年度	8	—	8	—
	令和4（2022）年度	8	—	8	—
	令和5（2023）年度	8	—	8	—
	令和6（2024）年度	7	—	7	—
	令和7（2025）年度	16	—	2	14
	令和8（2026）年度	20	—	—	20
	令和9（2027）年度	20	—	—	20
	令和10（2028）年度	20	—	—	20
	令和11（2029）年度	20	—	—	20
	令和12（2030）年度	19	—	—	19
	令和13（2031）年度	19	—	—	19
	令和14（2032）年度	19	—	—	19
	令和15（2033）年度	19	—	—	19
	令和16（2034）年度	19	—	—	19
令和17（2035）年度	19	—	—	19	
令和18（2036）年度	19	—	—	19	

（計画目標年次：令和 18（2036）年度）

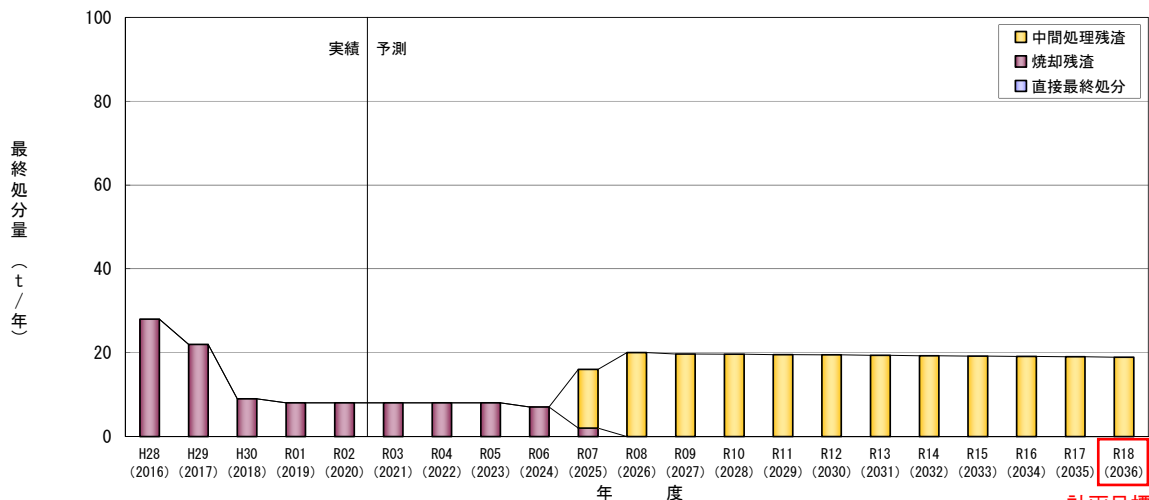


図 2-4-6 板野町の最終処分量計画（実績及び予測）
（削減目標達成時 平成 28（2016）年度～令和 18（2036）年度）

5. ごみの処理施設の整備に関する事項

1) 中央広域環境施設組合における広域処理及び新施設整備計画について

本町のごみ処理については、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ処理を本町、吉野川市、阿波市、上板町の広域一部事務組合である中央広域環境施設組合で行っている。

ごみ処理施設については、当面は現状の体制を維持するが、中央広域環境センターを運営する中央広域環境施設組合では、現在の施設に替わる新たな施設の整備を計画しており、令和7（2025）年7月の完成及び同年8月の稼働開始を目指している。また、現施設の停止に伴い、吉野川市が脱退し、本町と阿波市、上板町が処理対象自治体となる計画である。

本町では、本計画で目標とする町内のごみ排出量抑制への取組みとともに、新たなごみ処理方式への対応並びに収集運搬効率の向上についても取り組んでいく。

6. その他ごみの処理に関し必要な事項

1) 不適正処理、不法投棄対策

循環型まちづくりの推進を掲げ本町では、住民、行政、事業者それぞれの行動が、豊かな森林や田園空間の維持につながるため、ごみの適正処理や不法投棄の撲滅は、町を挙げて取り組む課題である。

また、本町では、札所巡礼者が多く訪れ、近年は町内外の交流も盛んになってきた。これら地域の活性化が不法投棄の発生につながらないように、行政、住民等のネットワークを通じて不法投棄を監視し、不法投棄が発見された場合には、これを速やかに除去し、適正な処理を行うよう努める。

また、不法投棄の未然防止のため、更なるパトロール体制の充実強化を行っていくとともに、住民や観光客のマナー向上のための啓発活動についても継続していく。

2) 災害廃棄物処理について

本町では、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災において、大量かつ複雑な災害廃棄物の処理が大きな問題となったことを踏まえ、近い将来に発生するとされている南海トラフ巨大地震をはじめ、大規模災害発生時に発生する災害廃棄物に対する処理の基本方針を定めた「板野町災害廃棄物処理計画」を平成 30（2018）年 2 月に策定した。

また本町は、令和 4（2022）年 1 月 21 日に徳島県産業資源循環協会及びジェムカ株式会社と災害発生時における廃棄物処理等の実施に関する協定を締結した。

災害廃棄物は、日常生活で発生する一般廃棄物とは異なるが、災害発生時には、関係機関と連携し、一般廃棄物と災害廃棄物をそれぞれ円滑に処理することを目指し、本計画と「災害廃棄物処理計画」の実効性を高める検討及び見直しを継続していくこととする。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

1. 生活排水処理に係る理念、目標

生活排水処理の目的は、し尿及び炊事、入浴、洗濯等の日常生活により生じる排水を処理施設で浄化した後に放流することによって、排出先の公共用水域への環境負荷を低減することにある。

本町における集合処理としては、現在、旧吉野川流域6市町にまたがる旧吉野川流域下水道が供用されており、現在も供用区域の拡大を続けている。下水道処理区域以外では個別処理が行われているが、現在でも一定数存続している汲み取り式便槽や単独処理浄化槽について、今後は合併処理浄化槽に転換することを目指し、本町では普及・啓発に努めている。

このため、本町では、それぞれの地区の特徴にあった生活排水処理施設を整備し、未処理世帯の解消が一日も早く達成されることを目的とした各種施策を推進していく。

2. 生活排水処理の基本方針

本町では、下水道の普及、接続及び合併処理浄化槽の設置を推進し、汚水衛生処理率を向上させることにより、生活環境及び自然環境の保全を図ることを基本方針とする。

3. 計画目標年次

本計画の目標年度は、令和4(2022)年を初年度とした15年後の令和18(2036)年度とする。

また、概ね5年ごとに中間目標年次を定め、その時の社会情勢や廃棄物処理状況の変化などを考慮し、必要な場合には計画の見直しを行うものとする(表1-3-1参照)。

第2節 生活排水の排出の状況

各家庭及び施設において発生するし尿及び生活雑排水は、下水道、農業・漁業集落排水処理施設、コミュニティプラント及び合併処理浄化槽において処理されることが望ましい。これらで処理されていない場合には、し尿は便槽に貯留されるか、または単独処理浄化槽において処理されるが、その他の生活排水は未処理のまま公共用水域に排出される。

本町内で収集されるし尿、浄化槽汚泥は、板野町クリーンセンターで処理を行っている。ここでは、標準脱窒素処理及び高度処理（砂ろ過、活性炭吸着処理）を行った後に河川に放流される。処理の過程で発生したし渣・汚泥は、民間委託により焼却処理を行っており、その焼却灰は最終処分している。また、水槽の清掃時に除去した汚泥は、県外で最終処分している。

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理の概略を図3-2-1に示す。

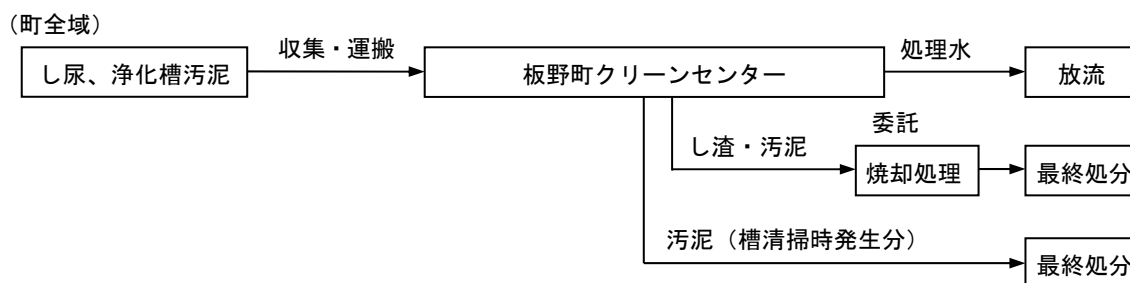


図3-2-1 板野町のし尿及び浄化槽汚泥処理の概要

第3節 課題の抽出

本町における生活排水処理施設として推進しているのは、下水道処理区域における下水道の普及及び合併処理浄化槽の設置である。

旧吉野川流域下水道の整備は本町をはじめ徳島県及び徳島市、鳴門市、北島町、藍住町、松茂町が一体となって行っており、合併処理浄化槽の整備は住民や事業所が主体となって行われている。

下水道や集落排水処理施設、コミュニティプラントという集合処理は、ある程度住居が集まって街区を形成しているような場所に適しており、本町では、「板野町汚水処理構想」において、集合処理が有利な区域を設定している。一方、他の集落の住居数が限られるような地域での適用は、下水幹線の整備延長が大きくなる反面、加入者数が限られてくると、事業として自治体の負担が大きくなるというデメリットがある。このため、そのような地域では、個別処理である合併処理浄化槽を設置したほうが、住民、自治体ともに負担が少なく済むというメリットがある。

その一方で、合併処理浄化槽の普及を左右する要因として、設置主体となる住民の協力が挙げられる。環境省では、現在合併処理浄化槽の設置のために循環型社会形成推進交付金を交付する制度として、「浄化槽設置整備事業」と「浄化槽市町村整備推進事業」の2種類がある。前者は合併処理浄化槽を設置する個人に対して助成する市町村に国が交付金を交付するもの、後者は市町村が特に生活排水処理を早期に実施する必要がある地域について、市町村が合併処理浄化槽を設置する場合に国が交付金を交付するものである。

本町が推進している合併処理浄化槽の設置者に対する助成は、前者の「浄化槽設置整備事業」に基づいたものであり、これまで広く住民に利用されてきたが、合併処理浄化槽がさらに普及するには、住民の生活排水処理に対する理解と協力が不可欠である。

今後も住民主体ではあるものの、下水道処理区域以外では、合併処理浄化槽の設置を推進し、汚水衛生処理率を向上させていく。そのため住民に対し普及啓発活動を行い、生活排水処理への積極的な理解と協力を求め、既存の汲み取り式便槽や単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換を促進していく。

第4節 処理主体

本町における生活排水処理施設ごとの処理主体を表3-4-1に示す。

本町では、集合処理である下水道は徳島県が事業主体となっているが、本町を含めた2市4町が各自治体における下水道函渠の普及を進めている。

一方、個別処理である合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の処理主体は、設置者（住民及び建築物所有者）である。但し、収集されたし尿と浄化槽汚泥の処理については、本町が主体となって行っている。

これらの処理主体については、各施設の維持管理を適正に行い、地域の環境保全のために放流水質を良好に保つことが求められる。

表3-4-1 板野町における生活排水処理主体

生活排水処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿及び生活雑排水	徳島県 及び 徳島市、鳴門市、松茂町、 北島町、藍住町、板野町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	設置者
単独処理浄化槽	し尿	設置者
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	町

第5節 生活排水処理基本計画

1. 板野町における各処理人口予測結果集計

本町における非水洗化人口、水洗化人口（下水道人口＋合併処理浄化槽人口＋単独処理浄化槽人口）を予測したものを表 3-5-1 に示す。表 3-5-1 には、予測結果による水洗化人口比率、汚水衛生処理率を併せて示す。また、各処理人口のうち計画収集人口の推移と水洗化人口比率、汚水衛生処理率の推移を図 3-5-1 に示す。

予測の結果、下水道人口、合併処理浄化槽人口は増加し、単独処理浄化槽人口は大きく減少する。また、非水洗化人口は、下水道及び合併処理浄化槽への転換が進むにつれて減少し、令和 13（2031）年度にゼロとなると予測した。

また、計画目標年次である令和 18（2036）年度における汚水衛生処理人口（下水道＋合併処理浄化槽）は 9,283 人、これに単独処理浄化槽人口を併せた水洗化人口は 12,261 人と予測した。これにより、計画目標年次の水洗化人口比率は 100 パーセント（令和 2（2020）年度実績 93.6 パーセント）、汚水衛生処理率は 75.7 パーセント（同 39.9 パーセント）となり、いずれも大きく上昇すると予測した。

表 3-5-1 板野町の生活排水処理人口実績及び予測並びに水洗化人口比率、汚水衛生処理率
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

年度	総人口 (人)	非水洗化 人口 (人)	水洗化人口					水洗化 人口 比率 (%)	汚水 衛生 処理率 (%)	
			汚水衛生処理人口			単独 処理 浄化槽 (人)	小計 (人)			
			下水道 (人)	合併 処理 浄化槽 (人)	小計 (人)					
実績	平成 28 (2016) 年度	13,686	971	4,317	2,616	6,933	5,782	12,715	92.9	50.7
	平成 29 (2017) 年度	13,619	709	4,483	2,782	7,265	5,645	12,910	94.8	53.3
	平成 30 (2018) 年度	13,568	1,022	1,452	3,464	4,916	7,630	12,546	92.5	36.2
	令和元 (2019) 年度	13,480	974	1,527	3,570	5,097	7,409	12,506	92.8	37.8
	令和 2 (2020) 年度	13,394	857	1,583	3,766	5,349	7,188	12,537	93.6	39.9
予測	令和 3 (2021) 年度	13,291	786	1,774	3,871	5,645	6,860	12,505	94.1	42.5
	令和 4 (2022) 年度	13,188	704	1,965	3,976	5,941	6,543	12,484	94.7	45.0
	令和 5 (2023) 年度	13,085	621	2,156	4,081	6,237	6,227	12,464	95.3	47.7
	令和 6 (2024) 年度	12,982	539	2,347	4,186	6,533	5,910	12,443	95.8	50.3
	令和 7 (2025) 年度	12,878	456	2,538	4,291	6,829	5,593	12,422	96.5	53.0
	令和 8 (2026) 年度	12,828	374	2,844	4,223	7,067	5,387	12,454	97.1	55.1
	令和 9 (2027) 年度	12,778	291	3,150	4,155	7,305	5,182	12,487	97.7	57.2
	令和 10 (2028) 年度	12,728	209	3,456	4,087	7,543	4,976	12,519	98.4	59.3
	令和 11 (2029) 年度	12,678	126	3,762	4,019	7,781	4,771	12,552	99.0	61.4
	令和 12 (2030) 年度	12,628	44	4,070	3,952	8,022	4,562	12,584	99.7	63.5
	令和 13 (2031) 年度	12,570	0	4,351	3,881	8,232	4,338	12,570	100.0	65.5
	令和 14 (2032) 年度	12,512	0	4,632	3,810	8,442	4,070	12,512	100.0	67.5
	令和 15 (2033) 年度	12,454	0	4,913	3,739	8,652	3,802	12,454	100.0	69.5
	令和 16 (2034) 年度	12,396	0	5,194	3,668	8,862	3,534	12,396	100.0	71.5
	令和 17 (2035) 年度	12,339	0	5,477	3,596	9,073	3,266	12,339	100.0	73.5
令和 18 (2036) 年度	12,261	0	5,758	3,525	9,283	2,978	12,261	100.0	75.7	

(計画目標年次) 令和 18 (2036) 年度

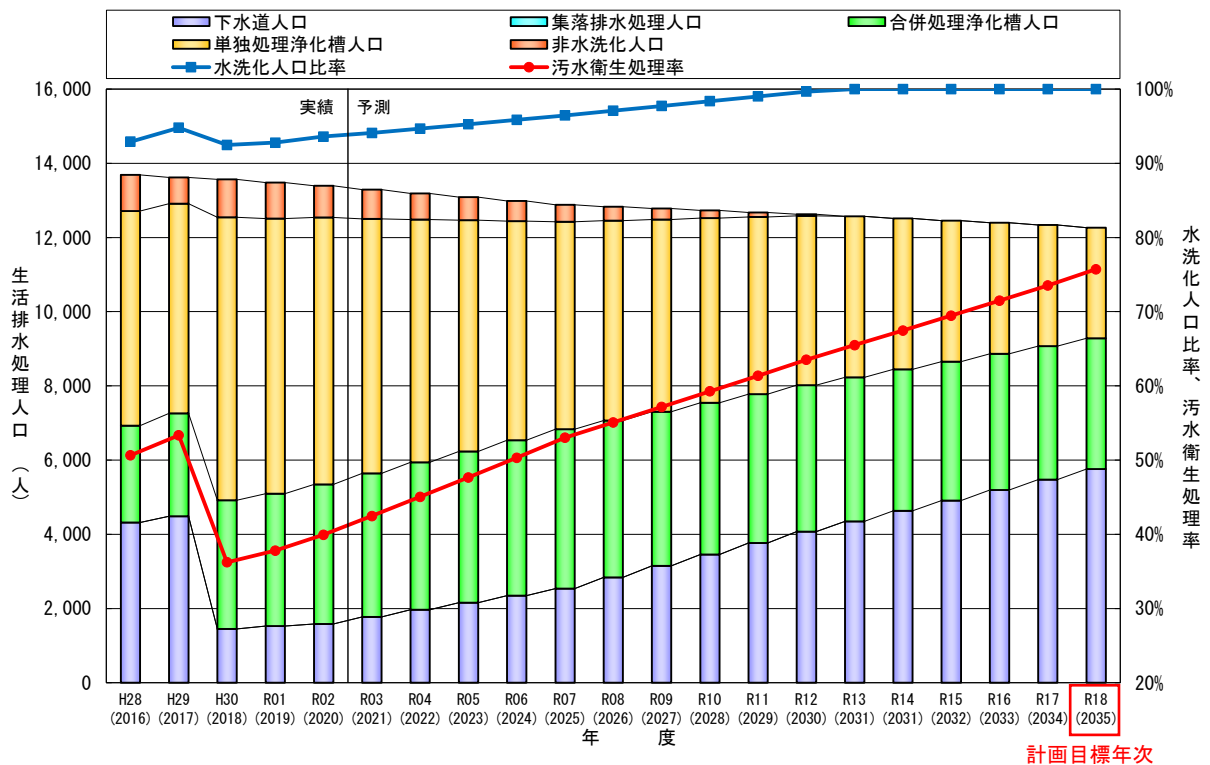


図 3-5-1 板野町の生活排水処理人口実績及び予測並びに水洗化人口比率、汚水衛生処理率
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

2. 施設及びその整備計画の概要

1) 下水道

本町は、徳島県及び旧吉野川流域の2市4町（徳島市、鳴門市、北島町、藍住町、松茂町、板野町）が一体となって整備している旧吉野川流域下水道のうち、板野処理区の整備を推進している。

現在の本町における下水道事業計画の概要を表3-5-2に示す。また、本町の公共下水道整備地域を図3-5-2に示す。

表3-5-2 板野町における下水道事業計画概要

処理区	旧吉野川 流域下水道 板野処理区	
	事業計画	
目標年度	令和10年度 (2028)	令和元年度 (2019)
事業認可区域面積 (ha)	334	127
計画処理人口 (人)	約12,200人	約5,100人
計画汚水量 (m ³ /日)	最大約5,600	最大約2,400

資料：板野町

2) 合併処理浄化槽

本町における合併処理浄化槽の整備計画を表3-5-3に示す。

合併処理浄化槽の整備計画は、現在まで「板野町浄化槽設置整備事業」として実施しており、合併処理浄化槽を設置する個人に対し、国が交付する「循環型社会形成推進交付金」を利用した助成を行っている。これは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿とその他の生活排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。

表3-5-3 板野町浄化槽設置整備事業の概要

区 分	全体計画	
	現計画	
整備計画年次*	平成8(1996)年度 ～ 令和7(2025)年度	令和3(2021)年度 ～ 令和7(2025)年度
整備基数(基)	882	140
全体整備計画人口(人)	3,440	560

※ 整備計画年次は、浄化槽設置整備事業を最初に開始した年次から起算し、最新の事業終了年次までを記載した。

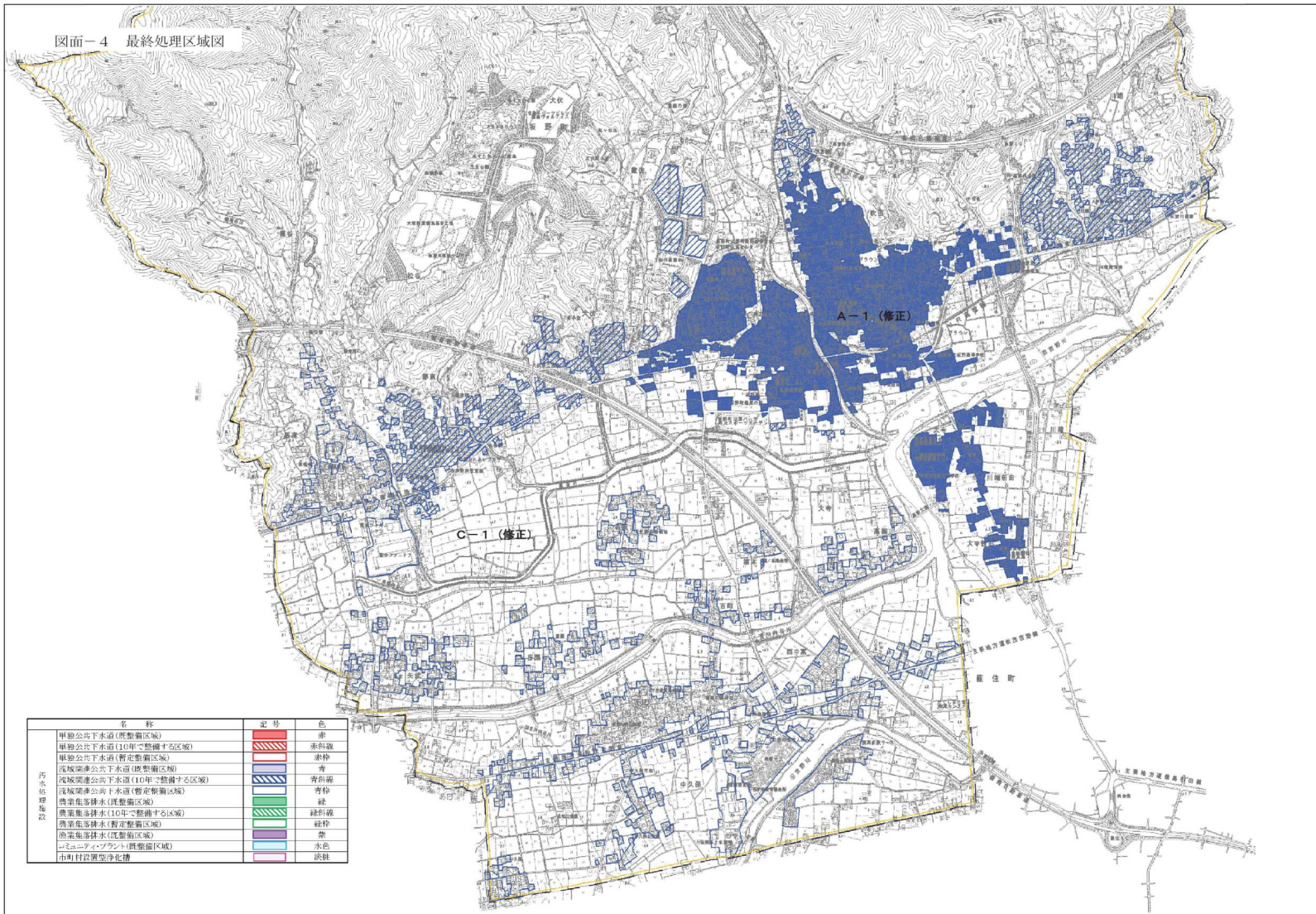


図 3-5-2 板野町污水处理構想図 (「平成 27 年度 板野町污水处理構想策定業務報告書 (平成 28 年 3 月)」)

3. 生活排水排出抑制及び再資源化計画

生活排水による周辺環境への汚濁負荷を低減させるためには、生活排水処理施設の設置により排出する水質を向上させるとともに、排出者である個人ができるだけ排出量を抑制する努力が求められるが、この排出抑制は地域全体で取り組む必要があり、生活排水に係わる行政、住民、事業者が目的意識を持って取り組む必要がある。

1) 住民における方策

住民における方策としては、日常生活での使用水量の低減と汚濁負荷の低減が挙げられる。

- ・排水口へのストレーナやネットの設置により固形物の排出を防止する。
- ・油など汚濁負荷の高いものは拭き取るようにし、できるだけ流さない。
- ・トイレで使用する水量を減らす。
- ・風呂水を洗濯等に再利用する。

などが挙げられる。

また、生活排水処理を適正に行うため、し尿以外の生活雑排水を処理していない汲み取り便槽や単独処理浄化槽においては、合併処理浄化槽に切り替えるよう努める。尚、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び法定検査を適正に行い、浄化槽の機能を維持することが重要である。

2) 事業者における方策

事業者における方策は、住民における方策と同様に、事業所における使用水量及び排水の汚濁負荷の低減を図ることである。特に排水量が多い事業所については、事業活動における排水量の低減のため、汚水が発生する過程の見直しや処理施設の適正な維持管理に努めなければならない。

また、公共施設など一般利用客の利用が多い施設については、施設側における排出抑制のほか、利用客に対しても理解と協力を促す必要がある。

3) 行政における方策

行政における排出抑制については、住民や事業者等に対する普及啓発活動が挙げられる。

生活排水処理及び排出先となる公共用水域の保全に関し、生活排水の排出者である住民や事業者の理解と関心を得るため、町広報、PR用資材（ポスター、パンフレット）等による普及啓発活動に努める。

4. し尿・汚泥の処理計画

1) 収集・運搬計画

(1) 収集人口予測

収集人口の予測は、表 3-5-1 で示した各処理人口予測を用いた。収集人口実績及び予測を表 3-5-4 に示す。

し尿収集人口は、処理人口予測のうち、非水洗化人口の計画収集人口と同一である。

一方、浄化槽汚泥収集人口は水洗化人口のうち、下水道人口を除いたものである。

計画目標年次である令和 18（2036）年度におけるし尿収集人口は 0 人、浄化槽汚泥収集人口は、合併処理浄化槽が 3,525 人、単独処理浄化槽が 2,978 人と予測した。

表 3-5-4 板野町の収集人口実績及び予測
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

単位：人

年度	総人口					
	し尿	浄化槽		合併	単独	
実績	平成 28 (2016) 年度	13,686	971	8,398	2,616	5,782
	平成 29 (2017) 年度	13,619	709	8,427	2,782	5,645
	平成 30 (2018) 年度	13,568	1,022	11,094	3,464	7,630
	令和元 (2019) 年度	13,480	974	10,979	3,570	7,409
	令和 2 (2020) 年度	13,394	857	10,954	3,766	7,188
予測	令和 3 (2021) 年度	13,291	786	10,731	3,871	6,860
	令和 4 (2022) 年度	13,188	704	10,519	3,976	6,543
	令和 5 (2023) 年度	13,085	621	10,308	4,081	6,227
	令和 6 (2024) 年度	12,982	539	10,096	4,186	5,910
	令和 7 (2025) 年度	12,878	456	9,884	4,291	5,593
	令和 8 (2026) 年度	12,828	374	9,610	4,223	5,387
	令和 9 (2027) 年度	12,778	291	9,337	4,155	5,182
	令和 10 (2028) 年度	12,728	209	9,063	4,087	4,976
	令和 11 (2029) 年度	12,678	126	8,790	4,019	4,771
	令和 12 (2030) 年度	12,628	44	8,514	3,952	4,562
	令和 13 (2031) 年度	12,570	0	8,219	3,881	4,338
	令和 14 (2032) 年度	12,512	0	7,880	3,810	4,070
	令和 15 (2033) 年度	12,454	0	7,541	3,739	3,802
令和 16 (2034) 年度	12,396	0	7,202	3,668	3,534	
令和 17 (2035) 年度	12,339	0	6,862	3,596	3,266	
令和 18 (2036) 年度	12,261	0	6,503	3,525	2,978	

(計画目標年次：令和 18 (2036) 年度)

(2) 収集量予測

収集原単位予測及び収集人口予測結果より算出した年度別収集量の予測結果を表3-5-5及び図3-5-3に示す。

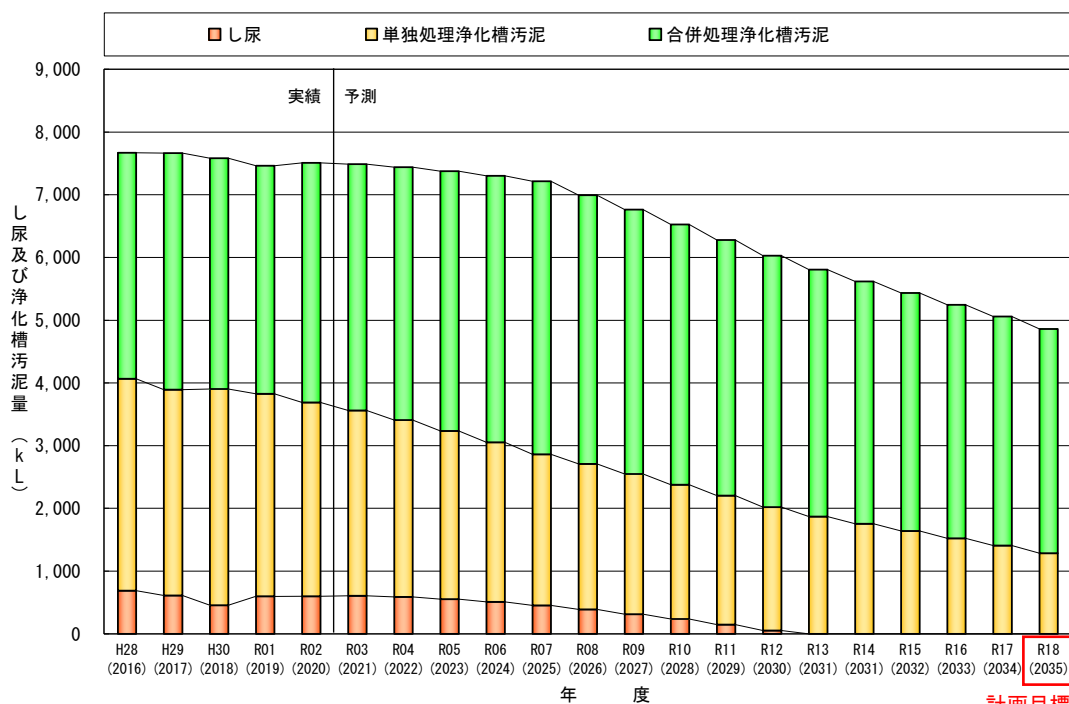
収集量の傾向としては、し尿収集量、合併処理浄化槽収集量ともに減少すると予測した。計画目標年次である令和18(2036)年度の全収集量は4,860kLと、令和2(2020)年度の7,509kLの約65パーセントに減少すると予測した。

表3-5-5 板野町におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量実績及び予測
(平成28(2016)年度～令和18(2036)年度)

単位：kL

年度	し尿及び浄化槽汚泥					
	合計	し尿	浄化槽汚泥	合併	単独	
実績	平成28(2016)年度	7,667	690	6,977	3,600	3,377
	平成29(2017)年度	7,666	613	7,053	3,776	3,277
	平成30(2018)年度	7,582	455	7,127	3,680	3,447
	令和元(2019)年度	7,463	597	6,866	3,637	3,229
	令和2(2020)年度	7,509	600	6,909	3,821	3,088
予測	令和3(2021)年度	7,488	605	6,883	3,928	2,955
	令和4(2022)年度	7,440	588	6,852	4,034	2,818
	令和5(2023)年度	7,376	553	6,823	4,141	2,682
	令和6(2024)年度	7,301	508	6,793	4,248	2,545
	令和7(2025)年度	7,216	453	6,763	4,354	2,409
	令和8(2026)年度	6,993	388	6,605	4,285	2,320
	令和9(2027)年度	6,762	314	6,448	4,216	2,232
	令和10(2028)年度	6,525	235	6,290	4,147	2,143
	令和11(2029)年度	6,280	147	6,133	4,078	2,055
	令和12(2030)年度	6,028	53	5,975	4,010	1,965
	令和13(2031)年度	5,806	0	5,806	3,938	1,868
	令和14(2032)年度	5,619	0	5,619	3,866	1,753
	令和15(2033)年度	5,432	0	5,432	3,794	1,638
令和16(2034)年度	5,244	0	5,244	3,722	1,522	
令和17(2035)年度	5,056	0	5,056	3,649	1,407	
令和18(2036)年度	4,860	0	4,860	3,577	1,283	

(計画目標年次：令和18(2036)年度)



計画目標年次

図3-5-3 板野町におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量実績及び予測
(平成28(2016)年度～令和18(2036)年度)

5. 中間処理及び最終処分計画

各浄化槽や汲み取り便槽から収集したし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設で有機物や窒素及び固形物の除去といった浄化処理を行う。また、処理の過程では、固液分離により生じたし渣（繊維や異物など）、汚泥等があり、これらも処理する必要がある。

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、現在板野町クリーンセンターで処理している。

板野町クリーンセンターし尿処理施設は、昭和 58（1983）年 4 月に処理能力 20kL/日の標準脱窒素処理及び高度処理（砂ろ過＋活性炭吸着処理）方式のし尿処理施設として稼働を開始した。稼働開始後 38 年を経過した施設を今後も継続して使用するためには、定期的な修繕に加え、老朽化する大型機器の更新や水槽躯体等の改修といった大規模な整備の必要性を検討する必要がある。また、今後の処理施設のあり方として、電力、燃料使用量の合理化・効率化に加え、社会資本の有効利用のため、施設の長寿命化が求められている。

これらの要点を踏まえ、本町では、板野町クリーンセンターし尿処理施設の維持・修繕を計画的に進め、施設の延命化を図るとともに、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理に努めていく。

6. その他の施策

1) 住民に対する広報・啓発活動

本町では、下水道への接続に対し費用の助成（下水道普及促進対策助成制度）を、排水設備の設置義務者の利子支払いの支援（水洗便所改造資金利子補給制度）の制度を設けており、住民の下水道加入を促している。

一方、合併処理浄化槽の設置については、設置費用の補助制度（「板野町浄化槽設置整備事業」）を設けており、下水道の普及と併せて下水道処理区域以外での合併処理浄化槽の普及を進めている。

これらの制度については、町広報や町ホームページに継続して掲載することとし、住民への周知に努める。また、教育機関における環境学習にも努めていく。

2) 地域に関する諸計画との関係

本町では、「第五次板野町総合計画」において、住民が安心して快適に暮らすことができる居住環境整備を目指し、「安全で美しい田園空間づくり」を基本目標のひとつに掲げている。この基本目標における施策の中で、「下水道事業の推進」として下水道施設の整備と事業運営を、「し尿処理施設の整備・充実」としてし尿処理施設の整備及び浄化槽設置整備の推進を掲げており、公共下水道や合併処理浄化槽の整備推進による汚水処理普及率の向上を図り、地域の水環境を良好な状態で保全していくことを目標としている。

生活排水処理の関連計画として、本町では、公共下水道の計画として、平成 27（2015）年度に「板野町汚水処理構想」を策定している。

本計画は、これらの関連計画を踏まえた具体的な目標値を設定するとともに、相互に連携して、総合的かつ効果的な生活排水処理対策を推進するための方策を示すものである。

第4章 まとめ

本計画では、本町における一般廃棄物（ごみ、生活排水）における現状を把握し、国及び徳島県による減量化等の目標並びに本町の関連計画を踏まえて、ごみ処理及び生活排水処理の将来計画を策定した。

今後は、本計画で掲げた目標の達成と以下の課題解決に向けて、町（行政）、事業者、住民がそれぞれの立場で取り組むことができるような施策を展開していく。

1. ごみ排出量の削減

本町では、今後の人口減少に伴い、家庭系ごみは減少していくと予測されるが、事業系ごみは、「板野町第二期総合戦略」による町の目標である定住者数と就労者数の増加を考慮し、増加すると予測される。

本町では、ごみ排出量削減に関し、生ごみ処理機購入費用の助成や資源回収団体への奨励金の抛出等の施策を展開しており、ごみ排出量実績は徳島県平均よりも低くなっているが、今後は、本計画で掲げた削減目標を達成するため、さらなる普及啓発を行い、排出者である住民、事業者の取組みが向上するよう努める。

また、事業所に対しては、地域活性化の一方で、事業系ごみ量増加を抑制するよう理解と協力を促していく。

2. 新ごみ処理施設及びプラスチック資源循環法への対応

本町が加入する中央広域環境施設組合では、現在の中央広域環境センターが令和7(2025)年7月に稼働を終了し、同年8月以降は固形燃料化処理を行う新施設に移行する計画となっている。

また、令和4(2022)年度には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」が施行され、ごみからのプラスチック類の回収に国全体で取り組むこととなる。

これら現状からの変化について、本町では、当面現在の収集体制で対応することとしている。今後、中央広域環境施設組合における計画の進捗及びプラスチック資源循環法の運用に伴い、本町の一般廃棄物処理計画に支障が生じる場合には、町の体制の変更について検討する。

3. 合併処理浄化槽の整備促進

本町では、生活排水処理手法として、下水道による集合処理、合併処理浄化槽による個別処理を地域の特性に応じて設定し、効果的な施設整備を計画している。

下水道整備区域以外では、合併処理浄化槽の普及を促進していくため、住民の理解と助成制度の充実、普及啓発を継続し、水洗化率、合併処理率の向上を目指していく。